

勞働爭議調査表

No. / 4

(昭和 年 月 分)

名稱 共同石炭株式會社 檜島支店 本社 青森 支店 本青森	事業種類 石炭採掘業 資本金 百五十万円	勞働者 總數 三八七名 參加人員 九九名	原因 本會の専断的ニ三の坑夫が改令決定と計畫し之を罷り去るに當り、今此例は偶々暴行を用いたる之を理由と解雇したるに因る。	要 一 前年秋、解任條件と、薪守を減らし、 二 持ち賃金を毎月文拂にせし、但し二月間由らす。 三 現在の切符と冬半奉を値上げせし、 四 現在の構内常日役賃金三半奉を値上げせし、 五 朝日町と高見町の二箇所を合能面と言ひ既給の役賃を減らし、 六 飯後食料は最善の個人に得られせし、 七 死傷の保険金を削減せし、 八 中立的な会社に於て一社一業を小	求 一 前年秋、解任條件と、薪守を減らし、 二 持ち賃金を毎月文拂にせし、但し二月間由らす。 三 現在の切符と冬半奉を値上げせし、 四 現在の構内常日役賃金三半奉を値上げせし、 五 朝日町と高見町の二箇所を合能面と言ひ既給の役賃を減らし、 六 飯後食料は最善の個人に得られせし、 七 死傷の保険金を削減せし、 八 中立的な会社に於て一社一業を小	事 一 前年秋、解任條件と、薪守を減らし、 二 持ち賃金を毎月文拂にせし、但し二月間由らす。 三 現在の切符と冬半奉を値上げせし、 四 現在の構内常日役賃金三半奉を値上げせし、 五 朝日町と高見町の二箇所を合能面と言ひ既給の役賃を減らし、 六 飯後食料は最善の個人に得られせし、 七 死傷の保険金を削減せし、 八 中立的な会社に於て一社一業を小	項 一 前年秋、解任條件と、薪守を減らし、 二 持ち賃金を毎月文拂にせし、但し二月間由らす。 三 現在の切符と冬半奉を値上げせし、 四 現在の構内常日役賃金三半奉を値上げせし、 五 朝日町と高見町の二箇所を合能面と言ひ既給の役賃を減らし、 六 飯後食料は最善の個人に得られせし、 七 死傷の保険金を削減せし、 八 中立的な会社に於て一社一業を小
				所在地 田川郡後藤町	發生 昭和十一年六月一日 昭和十一年五月五日	過 労働組合 関係団体 日本石炭協会の 労働組合 関係団体	解決 一 前年秋、解任條件と、薪守を減らし、 二 持ち賃金を毎月文拂にせし、但し二月間由らす。 三 現在の切符と冬半奉を値上げせし、 四 現在の構内常日役賃金三半奉を値上げせし、 五 朝日町と高見町の二箇所を合能面と言ひ既給の役賃を減らし、 六 飯後食料は最善の個人に得られせし、 七 死傷の保険金を削減せし、 八 中立的な会社に於て一社一業を小

財團 協同會 福岡出張所

備考
